

## 神戸市個人情報保護審議会 特定個人情報保護評価書点検部会 運営要綱

平成27年 2月16日

神戸市個人情報保護審議会会長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市個人情報保護審議会運営要綱（平成9年12月25日神戸市個人情報保護審議会会長決定）第5条に基づき、特定個人情報保護評価書点検部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検部会)

第2条 審議会に、特定個人情報保護評価書点検部会（以下「点検部会」という。）を置く。

- 2 点検部会の委員は、審議会委員の中から会長が指名する。
- 3 点検部会に部会長を置き、点検部会の委員の互選によってこれを定める。
- 4 規則第2条第3項の規定については部会長に、第3条の規定については点検部会に、それぞれ準用する。
- 5 本条及び次条に定めるもののほか、点検部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が点検部会に諮って定める。

(点検部会の審議)

第3条 点検部会は、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）第33条に規定する、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議する。

- 2 点検部会の会議は原則公開とする。ただし、調査審議内容が情報セキュリティ確保の観点から公開にふさわしくない場合その他点検部会が特に必要であると認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 部会長は、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。